

令和7年第3回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年3月26日（水）9時57分から10時24分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（9人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	酒井 笑子

4. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第4号 非農地証明願について

第3 議案第5号 非農地証明願について

第4 議案第6号 非農地証明願について

第5 農業経営基盤強化促進法に基づく
農用地利用集積計画の諮問について

第6 その他

5. 会議に出席したもの

事務局長 吉田 雄造

産業建設課産業振興班 渡部 康

6. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和7年第3回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、9名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された

定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

最初に、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、8番三谷晴喜委員、9番上池如夫委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第4号の議案に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局として、産業建設課産業振興班の担当が代わりに説明します。

資料1ページ目をご覧ください。非農地証明願の申請です。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は原野・墓地です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、3月14日に担当委員の小川委員と事務局吉田、産業振興班渡部及び申請者立会いのもと、現地確認を行いました。6ページをご覧ください。申請地は平成10年頃には耕作が行われなくなり原野化し、その後墓地が設置されており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第4号は私が担当委員となっておりますので、説明をいたします。先ほど事務局の説明にもありましたが、申請地は資料の現地写真にもありとおり原野及び墓地となっており、農地としての復旧は難しいと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

〔議長〕

ないようですので、採決いたします。議案第4号について原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

〔議長〕

挙手全員ですので、原案のとおり許可証明することといたします。

続きまして、日程第3、議案第5号の議案に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

資料7ページ目をご覧ください。非農地証明願の申請です。申請地は、大豊町■■■■■の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、3月6日に担当委員の上池委員と事務局吉田、産業振興班渡部及び現在の管理者立会いのもと、現地確認を行いました。12ページをご覧ください。申請地は平成17年頃には耕作が行われなくなり原野化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、議案第5号について、担当委員の説明を求めます。9番上池如夫委員。

〔上池如夫委員〕

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請地は資料の現地写真にもあり原野となっており、農地としての復旧は難しいと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

〔議長〕

ないようですので、採決をいたします。議案第5号について、原案のとおり

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

事務局に説明を求めます。

資料14ページ目をご覧ください。非農地証明願の申請です。申請地は、大豊町[REDACTED]で、台帳地目は畑、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、3月5日に担当委員の原委員と事務局吉田、産業振興班渡部及び申請代理人立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は平成25年頃には耕作が行われなくなり原野化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

〔議長〕

〔原亞由美委員〕

4

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

〔議長〕

ないようですので、採決をいたします。議案第6号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

〔議長〕

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第5、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

資料は33ページからです。今回の利用権設定ですが、再設定が15件、新規設定1件です。最初に34ページから72ページまでの案件を一括で審議します。借受人、貸付人、詳細は、それぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。3件の各項目を一括で説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、当案件は継続的に農業経営を行う予定であり本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、借受人は同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるもの、利用権設定をする土地の貸付人以外の権限者についても本契約にて同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

〔上池如夫委員〕

が借受けする農地について、借受期間終了後は誰か耕作する見込みがあるでしょうか。ハウスもあるため有効利用ができればいいと思うのですが。

〔事務局〕

事務局で把握している限りでは、期間終了後はハウスごと地権者に返却するようです。その後の耕作者については情報がありません。

〔議長〕

他にないでしょうか。発言がないようですので、採決をいたします。ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

〔議長〕

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

続いての諮問案件2件については、[REDACTED]委員が当事者となっております。大豊町農業委員会会議規則第26条の議事参与の制限については、「委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。この場合、議長は、当該委員に対し退場を求めることができる。」となっておりますので、本案件につきましては、[REDACTED]委員は一度ご退場いた

だき、案件の審議が完了後、正会に復帰いただくこととしたいと思います。皆様、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

〔議長〕

それでは、[]委員におかれましては、審議終了後呼びするまでご退場をお願いいたします。

([]委員退場)

〔議長〕

それでは審議に入ります。事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

73ページから78ページをご覧ください。借受人、貸付人、詳細は、それぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。3件の各項目を一括で説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、当案件は継続的に農業経営を行う予定であり本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、借受人は同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるもの、利用権設定をする土地の貸付人以外の権限者についても本契約にて同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。ご審議の程をよろしくをお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計

画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

〔議長〕

発言がないようですので、採決をいたします。ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

〔議長〕

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

それでは、■■■■委員を正会に復帰させます。

(■■■■委員、正会に復帰)

〔議長〕

続いての諮問案件については、■■■■委員が当事者となっております。本案件につきましては、先ほどと同様に一度ご退場いただき、案件の審議が完了後、正会に復帰いただくこととしたいと思います。皆様、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

〔議長〕

それでは、■■■■委員におかれましては、審議終了後呼びするまでご退場をお願いいたします。

(■■■■委員退場)

〔議長〕

それでは審議に入ります。事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

79ページから81ページをご覧ください。再設定1件です。借受人、貸付人、詳細は、それぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、当案件は継続的に農業経営を行う予定であり本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、借受人は同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるもの、利用権設定をする土地の貸付人以外の権限者についても本契約にて同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

（発言なし）

〔議長〕

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

〔議長〕

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。それでは
委員を正会に復帰させます。

（委員、正会に復帰）

〔議長〕

次に日程第6その他について事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

連絡事項が3点あります。

年度があけ4月3日の10時から、農業委員の辞令交付式が第1会議室で行われますのでご出席ください。

次回の4月総会の日程については、4月23日（水）10時からを予定していますので、よろしくお願いします。

総会終了後、「ちいき計画」及び補助事業についての説明を行いますのでそのまま席でお待ちください。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和7年第3回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 8番 _____

署名委員 9番 _____